



4 東久国運第 7 号
令和 5 年 1 月 2 6 日

東久留米市長
富 田 竜 馬 殿

東久留米市国民健康保険運営協議会
会 長 古 井 祐 司

東久留米市国民健康保険運営協議会への諮問について（答申）

令和 5 年 1 月 1 9 日付 4 東久福保第 1 7 0 5 号をもって諮問があったことについて、
国民健康保険運営協議会において慎重に審議した結果、次のとおり答申する。

1. 諮問事項

- (1) 国民健康保険税・税率等改定について

2. 答申内容

- (1) 国民健康保険税・税率等改定について、次のとおりとする。

令和5年度東久留米市国民健康保険事業運営については、被保険者の高齢化の進展や医療技術の進歩等に伴う医療費の増加等により財源不足が生じることから、安定した制度運営を確保するため、原則、国民健康保険税・税率等の改定を実施することが必要と思料する。

しかし、現時点においても、新型コロナウイルス感染症の感染者数は一進一退を繰り返しており、未だ終息の見込みが立たず、今後も予断を許さない状況に加え、ウクライナ情勢の長期化などによる、原材料価格や燃料費の高騰による物価上昇といった新たな市民生活に影響を及ぼす特殊要因が生じており、このような状況を鑑みすることは、令和5年度の税率等改定においては不可避である。

については、このような背景から、当協議会においては、令和5年度に限り、別紙に示すとおり、税制改正のみの影響にとどめ、その他の国民健康保険税・税率等は据え置くことが妥当であるとの結論に至った。被保険者の負担に配慮しつつ、国民健康保険制度を皆で支えるための意識醸成が図られるよう、広報や窓口対応における説明に努められたい。

また、今後も急速な高齢化等による医療費の更なる増加は必至であり、運営は困難が続くものと思われる。しかしながら、決算補填等目的の法定外一般繰入の削減については、中・長期的な視点に立って、計画的かつ効率的に健全化に向けた取組を進めつつ、国民健康保険は医療保険制度の最後の砦として、将来にわたり制度を維持し、加入者の健康の保持・増進に寄与できるよう、国の動向も注視しながら、不断の努力を行い、財政運営の責任主体である東京都と共に安定的な制度運営に努めることを、切に望む次第である。

「令和5年度国民健康保険税・税率等」

(医療分)

所得割率	5.52%	(据え置き)
均等割額	34,700円	(据え置き)
課税限度額	650,000円	(据え置き)

(後期支援分)

所得割率	2.15%	(据え置き)
均等割額	12,900円	(据え置き)
課税限度額	220,000円	(改定)

(介護分)

所得割率	1.88%	(据え置き)
均等割額	14,400円	(据え置き)
課税限度額	170,000円	(据え置き)

※税制改正に伴う5割・2割の軽減判定の見直しについては、地方税法施行令の改正に即して見直しを行う。